

## UNA ラボラトリーズ ツアー参加規定 ※お申し込みいただく前に必ずお読みください。

株式会社 UNA ラボラトリーズ（以下「当社」といいます）が参加者との間で締結するツアーの参加申込に関する契約はこの規定に定めるところによります。なお、各ツアー詳細に定められている事項と本規定とに相違がある場合は、ツアー詳細記載の事項が優先されます。本規定に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。

### 1. 契約のお申し込みおよび契約の成立

- (1) ツアーに参加申込をしようとする者（以下「参加希望者」という）は、ツアー名称、実施日、参加希望者の名前、連絡先、その他の事当社に通知しなければなりません。
- (2) 当社が、参加希望者の代表者に対し参加申込を承諾する旨の通知を電子メールで発した時に、当社と参加希望者（一つの申込みで複数の参加者がある場合はその全員）との間にツアーの参加申込契約が成立するものとします。
- (3) 参加希望者の事情により電子メールが受信できなかった場合でも、参加申込契約は成立するものとします。
- (4) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、動物食物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください（契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください）。あらかじめ当社からご案内申し上げますのでツアー中に必要となる措置の内容を具体的に申し出てください。お申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。
- (5) 当社は、ツアーの安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は契約のお申込みをお断りし、又は契約を解除させていただくことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。
- (6) 当社は EU 一般データ保護規則 (GDPR) に対応していないため、EEA (EU28 ケ国+アイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタイン) 域内在住者はご了承の上お申し込みください。

### 2. ツアー代金に含まれるもの

Web サイト、パンフレットに明示したアクティビティ（サイクリング、ウォーキング等）代、食事代、観光料金（入場・拝観・ガイド等）、運送機関の運賃・料金（注釈のないかぎりエコノミークラス）、及び消費税等諸税（但し、基準期日現在に公示されているものに限りです）。

※ 上記費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても戻しはいたしません。

### 3. ツアー代金に含まれないもの

第2項のほかはツアー代金に含まれません。その一部を例示します。

- (1) ツアー中の“フリータイム”“自由行動”“各自で”“お客さま負担”等と記載されている区間の交通費、食事代、入場料等諸費用
- (2) 自宅と出発地・解散地の間の交通費、宿泊費等
- (3) 希望者のみ参加されるオプションツアーの代金
- (4) 傷害・疾病に関する医療費

### 4. 契約内容・ツアー代金の変更

当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中

止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、その他の当社の関与できない事由が生じた場合は契約内容を変更することがあります。またその変更に伴いツアー代金を変更することがあります。さらに著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合も、ツアー代金を変更することがあります。

### 5. お客様の交替

お客様は当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、交替に要する費用とともに当社に提出していただきます。

### 6. ツアー開始前のお客様による契約の解除および払い戻し

- (1) お客様は、次に定める取消料を当社にお支払いいただくことにより、契約を解除することができます。
- (2)

解除日	取消料
ツアー開始 4 日前までの解除	料金の 0%
ツアー開始 3 日前～前日の解除	料金の 50%
ツアー当日の解除及び無連絡の不 参加・ツアー開始後の解除	料金の 100%

- (3) お客様は以下の場合には、ツアー開始前に取消料を支払うことなく、契約を解除することができます。その場合、既にお支払いいただいている代金全額を解除日の翌日から起算して 7 日以内に払い戻しいたします。
  - イ. 契約内容が変更されたとき。
  - ロ. 第 4 項の規定に基づいてツアー代金が増額されたとき。
  - ハ. 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した通りのツアー実施が不可能となったとき。

### 7. ツアー開始前の当社による契約の解除および払い戻し

- (1) お客様から当社所定の期日までにツアー代金をお支払いいただけない場合は、当社は契約を解除することがあります。この場合、前項に定める取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。
- (2) お客様の人数が、最少催行人員に達しなかった場合及び当社の責に帰すべき事由により、ツアーの実施が不可能となったときは、ツアーの実施を取りやめることがあります。この場合は、ツアー開始日の前日までにその旨をご連絡し、既にお支払いいただいている代金全額を払い戻して、当該の契約を解除いたします。

### 8. ツアー開始後の契約の解除および払い戻し

- (1) お客様による解除および払い戻し
  - イ. お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
  - ロ. お客様の責に帰さない事由によりスケジュールに従ったサービスの提供を受けられないとき、お客様は当該部分の契約を解除できます。その場合、当社はツアー代金の当該部分をお客様に払い戻しいたします。ただし、当社の責に帰さない事由による場合は、当該部分に対する取消料、違約料その他既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用を当該金額から差し引いたものを払い戻しいたします。
- (2) 当社による解除および払い戻し
 

当社は以下の場合、契約を解除することがあります。その場合、ツアー代金のうちお客様がその提供を受けていないサービスに係る部分から当該部分に対する取消料、違約料その他既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用を差し引いたものを、ツ

アー終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に払い戻しいたします。

- イ. お客様が病気その他の事由により、ツアーの継続に耐えられないとき。
- ロ. お客様がツアーを安全かつ円滑に実施するためのガイドその他の者による当社の指示に従わず、または他のお客様に対する暴行、脅迫等により迷惑を及ぼし、団体行動の規律を乱し、安全かつ円滑な旅行の実施を妨げるとき。
- ハ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などのサービス提供の中止、官公署の命令、その他の当社の関与し得ない事由により、旅行の継続が不可能となったとき。

## 9. 団体・グループ契約

- (1) 当社は、団体・グループの契約責任者から申込みがあった場合、契約の締結および解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなし、契約取引を行います。
- (2) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (3) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、ツアー開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

## 10. 当社の責任

- (1) 当社は契約の履行に当たって、当社または手配代行者の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様の被られた損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- (2) お荷物の損害については、損害発生の日から起算して 14 日以内に当社に対して通知があったときに限り、おひとり様 15 万円を限度(当社に故意または重大な過失がある場合を除きます)として賠償いたします。

## 11. お客様の責任

- (1) お客様の故意または過失により当社が損害を被ったときは、お客様に損害の賠償をしていただきます。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された参加者の権利・義務、その他契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客様は、ツアー開始後に、契約書面に記載されたサービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、ツアー中に速やかに当社またはサービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

## 12. 特別補償

当社の責任が生ずるか否かを問わず、お客様がツアー参加中に偶然かつ急激な外来の傷害事故により、その生命、身体または手荷物の上に被られた一定の損害について、あらかじめ定める額の死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金、通院見舞金および携行品損害補償金を支払います。ただし、細菌性食物中毒によるものなどは含みません。

## 13. 禁止行為

参加者は、当社との契約において、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 他の参加者、第三者もしくは当社の著作権、財産権、プライバシーまたはその他の権利を侵害する行為、および侵害するおそれのある行為。
- (2) 前号の他、他の参加者、第三者もしくは当社に不利益又は損害を与える行為、および与えるおそれのある行為。
- (3) 他の参加者、第三者もしくは当社を誹謗中傷する行為。
- (4) 公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為、もしくはは

公序良俗に 反する情報を他の参加者または第三者に提供する行為。

- (5) 当社の承諾なく、当社との契約を通じて、または当社との契約に関連して、営利を目的とした行為、またはその準備を目的とした行為。
- (6) 法令に違反する、または違反するおそれのある行為。
- (7) その他、当社が不適切と判断する行為。

## 14. 反社会的勢力の排除

- (1) 参加者は、当社に対して、自らが暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
- (2) 参加者は、当社に対して、自らまたは第三者を利用して以下の行為を行わないことを確約するものとします。
  - イ. 暴力的な要求行為。
  - ロ. 法的な責任を超えた不当な要求行為。
  - ハ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
  - ニ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為。
  - ホ. その他、前各号に準ずる行為。
- (3) 当社は、参加者が第 16 項第 1 号、第 2 号の確約に反し、または反していると合理的に疑われる場合、催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに参加者との契約を解除することができます。なお、解除に起因した関連して、参加者に損害等が生じた場合であっても、当社は何ら責任を負いません。

## 15. 個人情報の取り扱いについて

- (1) 当社は、お客様からの電話、インターネットその他の通信手段によるお申込みや、ご旅行申込書、ご参加確認書、アンケート等への記入等によりご提供いただいた個人情報を個人データとして保有し、当社および当社グループ企業、受託旅行者(販売店)において、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいたツアーにおいて運送等の提供するためのサービスの手配およびそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。お申し込みいただく際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただくものとします。

※このほか、当社および当社グループ企業では、

  - ①当社が発行する書籍およびその他旅行広告等のご案内
  - ②当社および会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内
  - ③保険等のご案内
  - ④ツアー参加後のご意見やアンケートのお願い
  - ⑤特典サービスの提供
  - ⑥統計資料の作成
  - ⑦当社事業への参画のご案内にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- (2) 当社は、当社が保有するお客様の個人情報のうち、住所、氏名、電話番号、生年月日、性別、商品購入履歴およびメールアドレスを商品開発や商品案内など販売促進活動、お客様へのご連絡や対応のために、当社グループ企業と共同利用させていただきます。
- (3) グループ企業名称については、当社ホームページ([https://unalabs.jp/#sec\\_companies](https://unalabs.jp/#sec_companies))をご参照ください。

### ○任意保険について

ご参加の際は、国内旅行保険に加入されることをおすすめします。

### ○ツアーの再実施について

当社はいかなる場合でもツアーの再実施はいたしません。

### ○基準日

この参加規定は 2021 年 3 月 15 日現在を基準としております。

### ○規定の変更

本規定は当社の都合により予告することなく変更することがあります。